

4. 浚渫土砂の排出海域

浚渫土砂の排出海域は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）別表（第六条関係）第三号中欄に規定するⅣ海域」の下記に示した①～④に囲まれた範囲内である（図－1）。

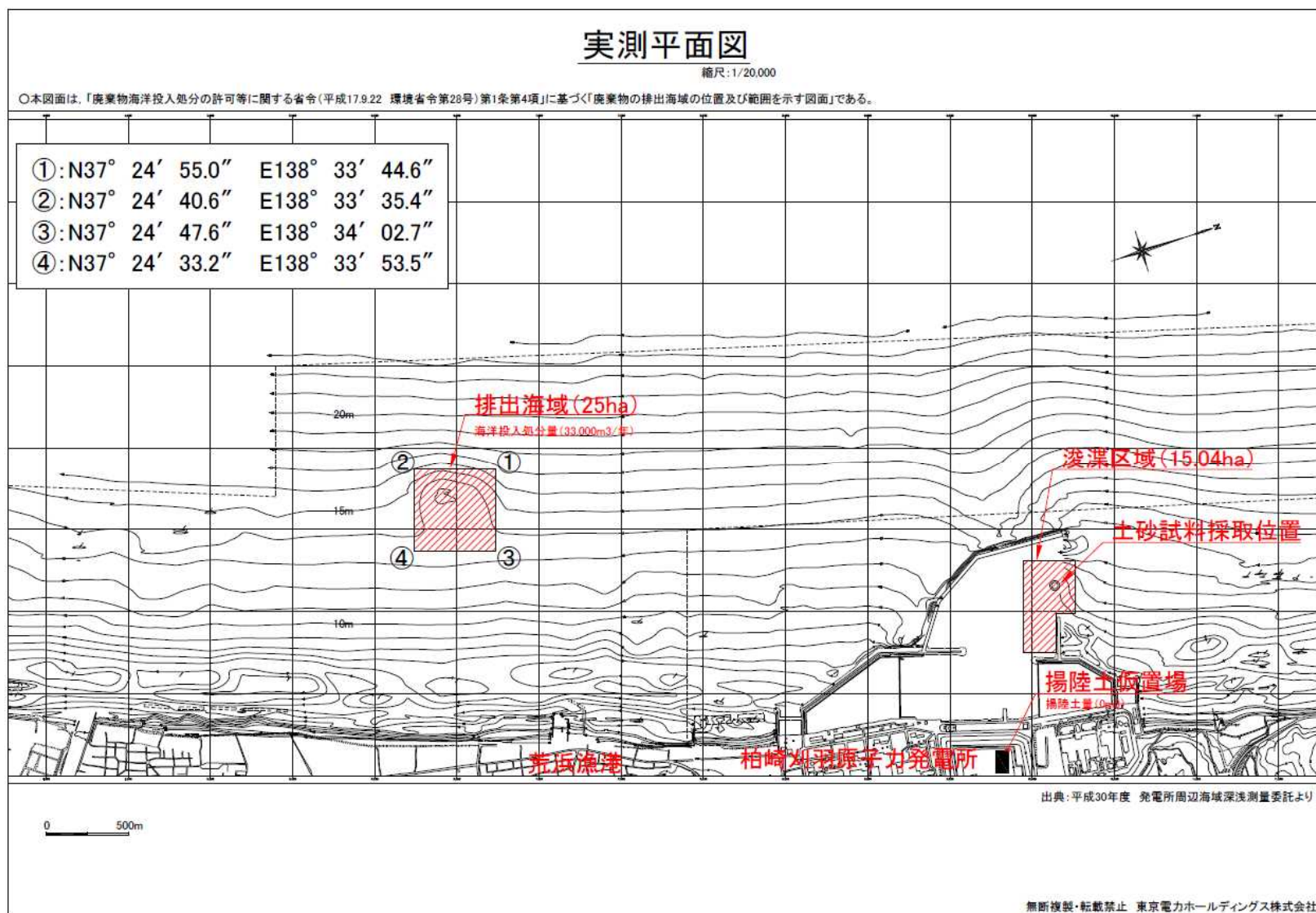


図-1 浚渫区域と排出海域の概要

4-1. 排出海域の設定

排出海域の設定にあたり、平成 30 年に実施した柏崎刈羽原子力発電所（以下、「当発電所」という）周辺海域の深浅測量結果を図－2、3 に示す。

この結果から、「鯖石川～発電所南」について、海底土砂の浸食が大きく浚渫土砂を海洋投入しても土砂が堆積しにくい海域であることが分かったため、排出海域として検討を行った。また、排出海域周辺漁業への影響が懸念されることから、近傍で漁業を営む新潟漁業協同組合柏崎支所と協議をした結果、図－1 に示す排出海域であれば漁業への影響は少ないという事で了承を得た。

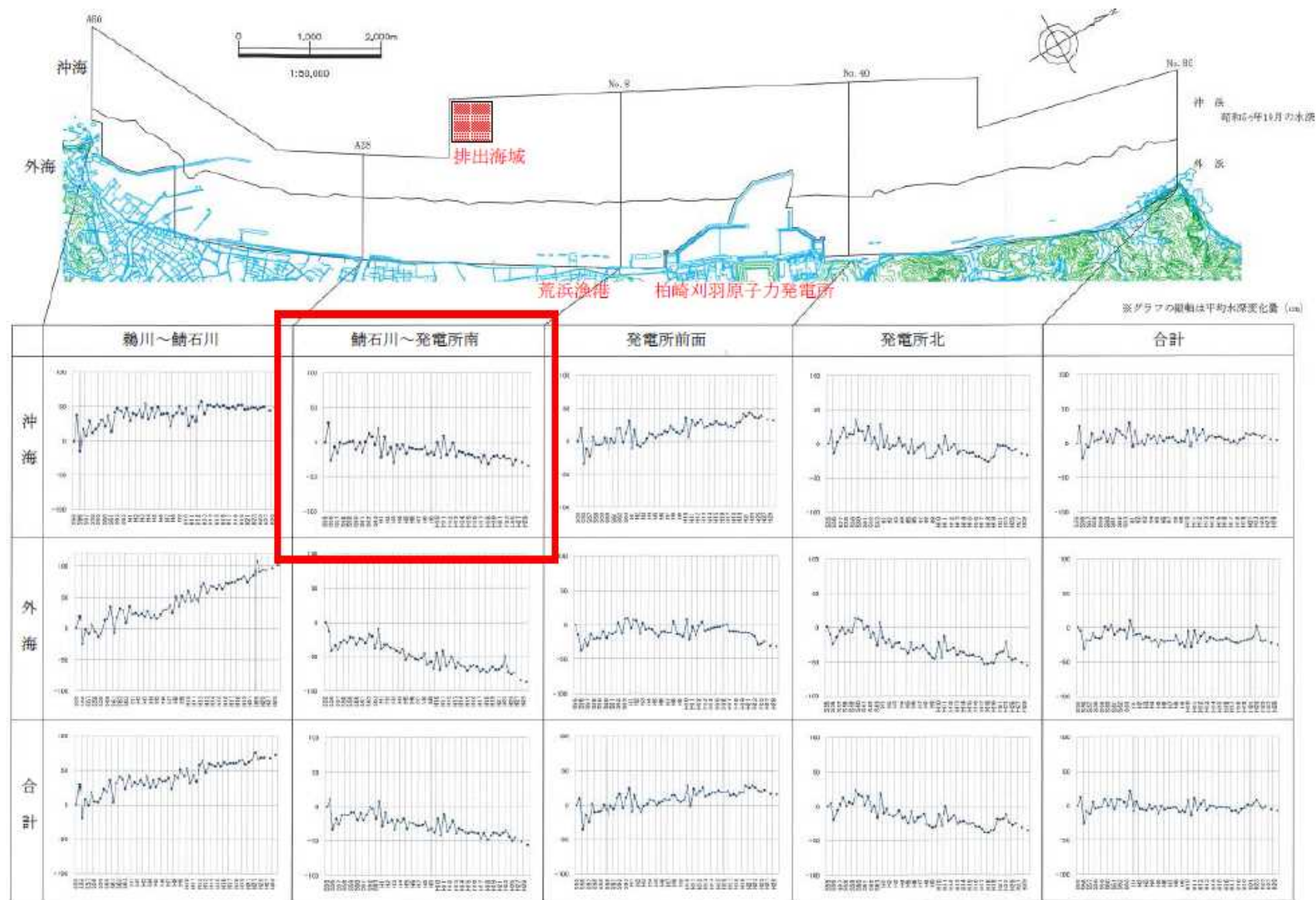
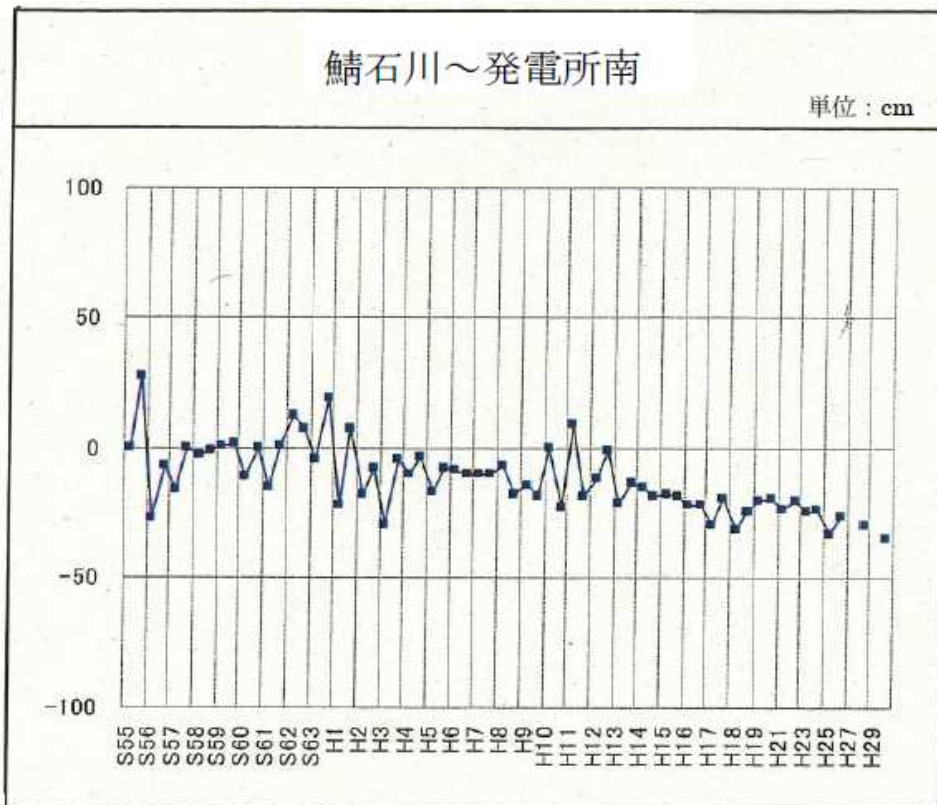


図-2 当発電所周辺海域の深浅測量（昭和 55 年～平成 30 年）結果



図－3 （図－2 赤枠部） 測量結果拡大図

4-2. 排出海域の範囲

排出海域の範囲設定にあたり、「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（改訂案）平成 25 年 7 月）より、1 回あたりの海洋投入における土砂堆積厚 30cm 未満を基準に添付書類 2 P18～22 で検討を実施した結果、500m×500mの範囲を排出海域として設定している。なお、本範囲については、前回許可発給（平成 29 年 10 月 10 日から令和 3 年 10 月 9 日まで）における排出範囲と同様であり、水底土砂の海洋投入処分による海洋生物ならびに水質、底質への影響が生じていないことを確認している。

様式第二号（第五条関係）

廃棄物海洋投入処分許可証

平成19年2月13日

住 所 新潟県柏崎市青山町16番地46

氏 名 東京電力株式会社 執行役員

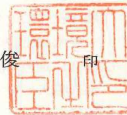
柏崎刈羽原子力発電所長

千野 宗雄

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項の規定により、船舶からの
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたことを証する。

環境大臣 若 林 正 俊



許可の年月日	平成19年2月13日	許可番号	7-005
海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂		
許可の有効期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日		
海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	335,000m ³		
廃棄物の排出海域	裏面記載のとおり		
廃棄物の排出方法	廃集中式排出方法 船舶の航行中に排出しない。		
監視の方法	裏面記載のとおり		
監視の頻度	裏面記載のとおり		
留意事項	1. 廃棄物の海洋投入処分に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当省に速やかに連絡し、指示を受けること。		

（日本工業規格 A列4番）

廃棄物の排出海域

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）別表に定めるIV海域の、
下記に示した①～④に囲まれた範囲内

①北緯37°24'40.6"、東経138°33'35.4"

②北緯37°24'33.2"、東経138°33'53.5"

③北緯37°24'47.6"、東経138°34'02.7"

④北緯37°24'55.0"、東経138°33'44.6"

監視の方法

（1）海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

一般水底土砂の海洋投入処分の実績について記録した書類等を基に確認する。

②法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

海洋投入処分する一般水底土砂を法令に定める方法で分析することにより確認する。

（2）海域の状況

監視を行う項目に関し、初期的評価の際に把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、次に掲げるところにより把握する。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

監視の頻度

（1）海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

許可の有効期間において、1年に1回、年度末までに、その年度に海洋投入処分した一般水底土砂の数量を「監視の方法」に定めるところにより確認の上、遅滞なく報告する。

②法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

許可の有効期間において、1年に1回、年度末までに、「監視の方法」に定めるところにより確認の上、遅滞なく報告する。

（2）海域の状況

許可申請期間が5年間であることから、中間的な監視も行うこととして、以下のとおり実施し、その結果を遅滞なく報告する。

①第1回目の監視は、中間的な監視として平成21年度に実施する。

②第2回目の監視は、平成23年度に実施する。

図-5 既許可発給 7-005（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

様式第二号（第五条関係）

廃棄物海洋投入処分許可証

平成 24 年 6 月 25 日

住 所 新潟県柏崎市青山町 1 6 番地 4 6

氏 名 東京電力株式会社 執行役員

柏崎刈羽原子力発電所長 横村 忠幸

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 の規定により、船 舶 から
の廃棄物海洋投入処分の許可を受けたことを証する。

環境大臣 細 野 豪 志 印

許可の年月日	平成 24 年 6 月 25 日	許可番号	12-008
海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所専用港内における港内浚渫によって発生する一般水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの		
許可の有効期間	平成 24 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで		
海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	325,000m ³ （単位期間：65,000m ³ ）		
廃棄物の排出海域	裏面記載のとおり		
廃棄物の排出方法	集中式排出方法 ・船舶の航行中には排出しないこと ・一回の投入量を最大 350m ³ とし、かつ一日の投入量を最大 2,100m ³ とすること		
監視の方法	裏面記載のとおり		
監視の頻度	裏面記載のとおり		
留意事項	1. 廃棄物の海洋投入処分に当たっては、各種関連法規を遵守すること 2. 計画内容等に変更があった場合は当省に速やかに連絡し、指示を受けること		

（日本工業規格 A 列 4 番）

廃棄物の排出海域

下記に示した①～④に囲まれた範囲内

- ① 北緯 37° 24′ 55.0″、東経 138° 33′ 44.6″
- ② 北緯 37° 24′ 40.6″、東経 138° 33′ 35.4″
- ③ 北緯 37° 24′ 47.6″、東経 138° 34′ 02.7″
- ④ 北緯 37° 24′ 33.2″、東経 138° 33′ 53.5″

監視の方法

（1）海洋投入処分に関する事項

- ① 海洋投入処分した廃棄物の数量について
廃棄物排出船に備え付けられている廃棄物処理記録簿、その他の海洋投入処分の実績について記録した書類を基に、海洋投入処分を行った一般水底土砂の数量を把握すること
- ② 廃棄物の判定基準への適合状況について
処分された一般水底土砂の採取・分析により確認すること

（2）海域の状況について

- 初期的評価を実施する際に設定し、現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、次に掲げるところにより把握すること
 - ・調査項目を把握する際に用いた文献その他の資料の継続的な収集又は整理
 - ・専門家又はその他の知見を有する者からの聴取
 - ・上記方法にて十分な情報が得られなかった際は、現地調査の実施

監視の頻度

（1）海洋投入処分の実績に関する事項について

- ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について
各年 7 月 1 日から 6 月 30 日（5 年次は 3 月 31 日）までを単位期間とし、単位期間に海洋投入処分を実施した廃棄物の数量について確認し、その結果を遅滞なく報告すること
- ② 廃棄物の適合状況について
単位期間に海洋投入処分を実施した一般水底土砂を採取し、分析により適合状況を確認し、その結果を遅滞なく報告すること

（2）海域の状況について

- ・一般水底土砂の海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適当な時期に監視（総括的な監視）を行うこと
- ・許可の有効期間が 3 年を超えることから、総括的な監視に加え、総括的な監視までの間に、中間的な監視を行うこと
- ・中間的な監視及び総括的な監視については、その結果を遅滞なく報告すること

図－6 既許可発給番号 12-008（平成 24 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

様式第二号（第五条関係）

廃棄物海洋投入処分許可証

平成 29 年 10 月 10 日

住 所 新潟県柏崎市青山町 1 6 番地 4 6

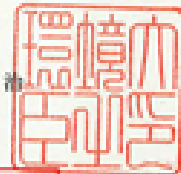
氏 名 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

執行役員 柏崎刈羽原子力発電所長 設 備 観 殿

（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 の規定により、 船 舶 から
の廃棄物海洋投入処分の許可を受けたことを証する。

環境大臣 中 川 雅 治



許可の年月日	平成 29 年 10 月 10 日	許可番号	17-004
海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：柏崎刈羽原子力発電所の専用港湾における浚渫事業に伴って発生する土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 135 号）第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの		
許可の有効期間	平成 29 年 10 月 10 日～平成 33 年 10 月 9 日		
海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 132,000m ³ 単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量 平成 29 年 10 月 10 日～平成 30 年 10 月 9 日：33,000m ³ 平成 30 年 10 月 10 日～平成 31 年 10 月 9 日：33,000m ³ 平成 31 年 10 月 10 日～平成 32 年 10 月 9 日：33,000m ³ 平成 32 年 10 月 10 日～平成 33 年 10 月 9 日：33,000m ³		
廃棄物の排出海域	以下の 4 点からなる 500m×500m の正方形の海域 ① 北緯 37° 24′ 55.0″ 東経 133° 33′ 44.6″ ② 北緯 37° 24′ 40.6″ 東経 133° 33′ 35.4″ ③ 北緯 37° 24′ 47.6″ 東経 133° 34′ 02.7″ ④ 北緯 37° 24′ 33.2″ 東経 133° 33′ 53.5″		
廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法。なお、当該船舶の航行中に排出しない。		
監視の方法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 10 条の 6 第 2 項第 4 号の監視に関する計画における記載内容のとおり実施すること		
監視の頻度	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 10 条の 6 第 2 項第 4 号の監視に関する計画における記載内容のとおり実施すること		
留意事項	1. 廃棄物の海洋投入処分に当たっては、各種関連法規を遵守すること 2. 計画内容等に変更があった場合は当省に速やかに連絡し、指示を受けること		

（日本工業規格 A 列 4 番）

図－7 既許可発給番号 17-004（平成 29 年 10 月 10 日～令和 3 年 10 月 9 日）

表-2 当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可発給状況

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量(m³)	排出海域
7-002	国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	2007年4月1日から 2012年3月31日までの5年間	4,900,000 m³	北緯37° 03.45'、東経141° 06.80' を中心とした半径約500mの海域
7-005	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	2007年4月1日から 2012年3月31日までの5年間	335,000 m³	[1]北緯37° 24' 40.6" 東経138° 33' 35.4" [2]北緯37° 24' 33.2" 東経138° 33' 53.5" [3]北緯37° 24' 47.6" 東経138° 34' 02.7" [4]北緯37° 24' 55" 東経138° 33' 44.6" 以上の4点に囲まれる範囲の内側
7-017	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所	2007年6月1日から 2012年5月30日まで	300,000 m³	北緯37° 59' 57.486"、東経139° 04' 8.656" を中心とする半径250mの海域
7-019	新潟造船株式会社	2007年5月1日から 2012年3月31日まで	25,000 m³	北緯37° 59' 57.486"、東経139° 04' 8.656" を中心とした半径250mの海域
12-002	国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	2012年4月1日から 2017年3月31日まで	4,900,000 m³	北緯37° 59' 57.486"、東経139° 4' 8.656" を中心とした半径250mの海域
12-008	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	2012年7月1日から 2017年3月31日まで	325,000 m³	[1]北緯37° 24' 55.0"、東経138° 33' 44.6" [2]北緯37° 24' 40.6"、東経138° 33' 35.4" [3]北緯37° 24' 47.6"、東経138° 34' 02.7" [4]北緯37° 24' 33.2"、東経138° 33' 53.5" 以上の4点に囲まれた海域
13-001	新潟造船株式会社	2013年4月1日から 2017年3月31日まで	19,600 m³	北緯37° 59' 57.486"、東経139° 4' 8.656" を中心とした半径250mの海域
13-002-02	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所	2013年3月15日から 2018年3月14日まで	150,000 m³	北緯37° 59' 57.486"、東経139° 4' 8.656" を中心とした半径250mの海域
17-002-02	国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	2017年4月1日から 2022年3月31日まで	3,200,000 m³	北緯38° 0' 0.577"、東経139° 4' 7.413" を中心とした半径250mの海域
17-004	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	2017年10月10日から 2021年10月9日まで	132,000 m³	[1] 北緯37° 24' 55.0"、東経138° 33' 44.6" [2] 北緯37° 24' 40.6"、東経138° 33' 35.4" [3] 北緯37° 24' 47.6"、東経138° 34' 02.7" [4] 北緯37° 24' 33.2"、東経138° 33' 53.5" 以上の4点に囲まれた海域
17-005	新潟造船株式会社	2017年10月17日から 2022年3月31日まで	24,330 m³	北緯38° 0' 0.577"、東経139° 4' 7.413" を中心とした半径250mの海域
19-003	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所	2019年4月1日から 2024年3月31日まで	150,000 m³	北緯38° 0' 0.577"、東経139° 4' 7.413" を中心とした半径250mの海域

出典：環境省ホームページ許可発給状況より